



TOKUSHU
TOKAI
PAPER

TECHNOLOGY & TRUST
特種東海製紙株式会社

証券コード：3708

第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時15分

開催場所

静岡県静岡市葵区黒金町56番地

ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」

前回と会場が変更になっております。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目次

第19回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	20
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49

(証券コード3708)
2026年6月4日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 木 村 隆 志

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tt-paper.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「特種東海製紙」または「コード」に当社証券コード「3708」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えてインターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分） |
| 2. 場 | 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町56番地
ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」 |

前回と会場が変更になっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

*株主総会当日にご来場の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、法令および当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項につきましては当該書面の記載から除いております。

- ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時15分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時40分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数

1. _____

2. _____

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

秘密のパスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

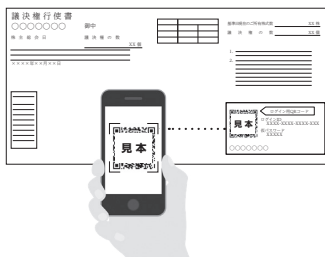
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

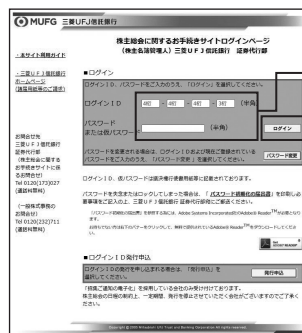
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、将来の事業環境を見据えた財務基盤の強化、自己株式取得による利益還元等を総合的に勘案したうえで、配当性向30%を目処とした安定配当に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金32円 総額 1,124,356,192円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

(注)2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、1株当たりの配当額につきましては当該株式分割後の金額を記載しております。

<ご参考>

【第7次中期経営計画期間における配当方針】

本年度よりスタートしております第7次中期経営計画において、中長期的なリターンを見据えて再資源化ビジネスを中心に成長投資を積極的に行うとともに、資本効率の改善と株主の皆様への安定配当を維持しながら将来的な成長を通じた利益還元を行うため、「配当性向50%またはDOE（株主資本配当率）4.0%のうち還元額が高い方」を基準として還元を行うことを基本方針とし、機動的な自己株式の取得と併せて株主還元の強化を図ってまいります。

適用時期は第7次中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）期間中とし、2027年3月期中間配当より適用いたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会の答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	まつだ 松田 裕司	代表取締役会長	再任	12/12回
2	きむら 木村 隆志	代表取締役社長社長執行役員	再任	10/10回
3	さの 佐野 倫明	取締役副社長副社長執行役員 事業推進センター長	再任	12/12回
4	ふくい 福井 里司	取締役上席執行役員 環境関連事業本部長 兼自然環境活用本部長	再任	12/12回
5	いしかわ 石川 雄三	社外取締役	再任 社外 独立	12/12回
6	みやした 宮下 律江	社外取締役	再任 社外 独立 女性	12/12回

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">まつだ ゆうじ 松田 裕司</p> <p style="text-align: center;">(1962年6月10日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 17,438株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 15年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>1985年3月 特種製紙(株)入社</p> <p>2006年3月 同 理事営業本部副本部長兼営業企画部長 特種紙商事(株) (2014年7月(株)T Tトレーディングに商号変更・ 2026年4月当社が吸収合併) 代表取締役社長</p> <p>2009年6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長</p> <p>2011年6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長</p> <p>2012年6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外 外事業推進部長</p> <p>2014年6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長</p> <p>2016年4月 同 代表取締役社長社長執行役員</p> <p>2025年6月 同 代表取締役会長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、2016年4月より代表取締役社長を務め、就任期間中に連結経常利益の過去最高益を6度更新、事業ポートフォリオの変革を推進すべく複数のM&Aを実施、コーポレートガバナンスの強化を図るため監査等委員会設置会社への移行など企業価値向上に多くの貢献をしております。次世代の経営に繋ぎ持続的な企業価値向上の実現に向け、その豊富な経験と実績が必要と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としました。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">きむら たかし 木村 隆志</p> <p style="text-align: center;">(1972年6月27日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 5,600株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 1年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 10/10回</p>	<p>2002年8月 特種製紙(株)入社</p> <p>2016年6月 当社経営企画本部企画業務部長</p> <p>2022年7月 同 理事経営企画本部長</p> <p>2024年7月 同 執行役員資源再活用本部長</p> <p>2025年4月 同 常務執行役員社長付</p> <p>2025年6月 同 代表取締役社長社長執行役員（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、経営企画部門での部長、本部長を歴任し、企業価値向上に資する経営施策の立案や実行により得た経験と知識が豊富であり、また、当社グループのコア事業へ成長させる環境関連事業のうち、リサイクルビジネスの拡張を担う資源再活用本部長も経験しております。これらの経験とリーダーシップを発揮し、経営の世代交代を進めつつ、経営計画の立案、実現を果たし、当社およびグループの更なる成長と企業価値向上に大きく貢献できる人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としました。</p>

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">さ の みちあき 佐野 倫明</p> <p style="text-align: center;">(1966年1月31日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 2,300株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 10年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>1989年4月 大昭和製紙(株)入社</p> <p>2004年12月 特種製紙(株)入社</p> <p>2010年6月 当社執行役員特殊素材事業グループ三島工場長</p> <p>2014年6月 同 執行役員社長室経営企画本部長</p> <p>2015年6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長</p> <p>2016年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長</p> <p>2016年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス事業本部長 新東海製紙(株)代表取締役社長</p> <p>2017年7月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO兼社長室南アルプス事業本部長</p> <p>2019年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO</p> <p>2020年4月 同 取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源再活用本部担当</p> <p>2021年7月 同 取締役執行役員経営企画本部長</p> <p>2022年7月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター長兼自然環境活用本部長</p> <p>2023年4月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター長</p> <p>2024年7月 同 取締役常務執行役員基盤事業推進センター長兼生活商品事業本部長</p> <p>2026年4月 同 取締役副社長副社長執行役員事業推進センター長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、生産技術、製紙・加工に関する知識と経験が豊富であり、三島工場、島田工場の工場長を歴任し、段ボール原紙やクラフト紙を生産する新東海製紙(株)の代表取締役社長も務め、生産性と品質の向上に大きく貢献した実績を有しています。現在は副社長として、事業部門全般の収益力強化に注力しており、持続可能な企業価値向上に貢献できる人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としました。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">福井 里司</p> <p style="text-align: center;">(1964年12月20日)</p> <p>所有する当社株式数 4,157株</p> <p>在任年数 2年</p> <p>取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>1990年3月 特種製紙(株)入社</p> <p>2002年8月 当社経理財務部長</p> <p>2016年4月 同 執行役員経営企画管理室経営企画本部長</p> <p>2020年4月 同 執行役員資源再活用本部長</p> <p>2020年7月 同 執行役員資源再活用本部長 (株)レックス代表取締役社長</p> <p>2023年4月 同 執行役員環境関連事業本部長兼資源再活用本部長 トーエイホールディングス(株)代表取締役社長</p> <p>2023年7月 同 上席執行役員環境関連事業本部長兼資源再活用本部長</p> <p>2024年4月 (株)貴藤ホールディングス代表取締役社長</p> <p>2024年7月 当社取締役上席執行役員環境関連事業本部長（現職）</p> <p>2026年4月 同 自然環境活用本部長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、経理財務、情報システム、経営企画での経験と知識が豊富であり、資源再活用事業において産業廃棄物を取扱うレックス(株)など子会社数社の代表取締役社長を経験しております。現在は環境関連事業の責任者として、新たな事業領域である廃棄物を活用したりサイクルビジネスと自然を活かし活用したビジネスの拡張を担い、当社グループのコア事業へ成長させるための基盤構築を牽引しており、持続的な企業価値向上に貢献できる人材と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としてしました。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">石川 雄三</p> <p style="text-align: center;">(1956年10月19日)</p> <p>所有する当社株式数 3,700株</p> <p>在任年数 4年</p> <p>取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>1985年9月 第二電電(株)入社（現KDD I(株)）</p> <p>2016年6月 KDD I(株)代表取締役執行役員副社長</p> <p>2019年6月 JCOM(株)代表取締役会長</p> <p>2020年6月 同 代表取締役社長</p> <p>2022年4月 同 特別顧問</p> <p>2022年6月 当社社外取締役（現職）</p> <p>2022年7月 KDD I(株)顧問</p> <p>2024年12月 (株)エムティーアイ社外取締役（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)エムティーアイ社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、KDD I(株)およびJCOM(株)の代表取締役を歴任するなど、企業経営全般に関して非常に豊富な経験、幅広い知見、見識を有しており、当社グループ経営における重要事項の決定や業務執行の監督はもとより、企業価値向上に繋がる多くの助言・提言を行っており、今後も適宜適切な提言をいただけるものと期待し、引き続き同氏を社外取締役候補者としてしました。</p>

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">6</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">宮下 律江</p> <p style="text-align: center;">(1962年5月3日)</p> <p>所有する当社株式数 700株</p> <p>在任年数 3年</p> <p>取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>1986年4月 (株)JALインフォテック入社</p> <p>2001年7月 同 経営企画部課長</p> <p>2015年10月 同 執行役員エアライン事業本部アプリケーション事業部</p> <p>2018年10月 (株)ブライトン・コンサルティング取締役</p> <p>2018年12月 (株)エターナリア設立 代表取締役（現職）</p> <p>2022年6月 (株)遠藤照明社外取締役</p> <p>2023年6月 当社社外取締役（現職）</p> <p>2024年6月 日東富士製粉(株)社外取締役（監査等委員）（現職）</p> <p>2025年6月 コムシスホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>(株)エターナリア代表取締役</p> <p>日東富士製粉(株)社外取締役（監査等委員）</p> <p>コムシスホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、(株)JALインフォテックの元執行役員で、数多くの大型ITプロジェクトを成功裏に収めるなどIT分野において幅広い経験と知見を有しております。また、現在は独立され、IT分野以外にも女性活躍推進、人材育成支援など幅広く活躍されていることから、当社のIT化・DX推進や人的資本経営への助言も含め、企業価値向上に向け客観的な立場から監督いただけるものと期待し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p>

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 石川雄三、宮下律江の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、石川雄三、宮下律江の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。本総会において石川雄三、宮下律江の両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 4 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告の「(3)会社役員 の状況」に記載のとおりであります。各候補者の再任および選任が承認された場合、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 当社は、石川雄三、宮下律江の両氏を東京証券取引所および当社の定める独立役員 の要件を満たすものとして、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
ともたけ よしあき 友竹 義明 (1969年12月22日) 所有する当社株式数 3,857株	1994年4月 特種製紙(株)入社 2015年6月 当社特殊素材カンパニー三島工場第一製造部長 2020年1月 同 理事特殊素材事業本部コアビジネスセンター三島工場長 2024年7月 同 内部統制・監査室 理事兼監査等委員会事務局（現職） [補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は、工場長として生産、労務管理、安全衛生、リスク管理など工場運営に係る広い範囲の知識や経験を有しております。現在はグループ会社数社の監査役に就任しており、監査やガバナンス強化に寄与した経験を有し、当社の監査等委員会の事務局としての役割を果たしていることから、当社のガバナンス強化および監査監督機能の強化に十分な貢献をしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1 友竹義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 友竹義明氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額といたします。
- 3 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告の「(3)会社役員の状況」に記載のとおりであります。友竹義明氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月28日開催の当社第16回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役の報酬額は50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度、役位等諸般の事項を総合的に勘案し、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額60百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度、役位等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.129%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.29%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告39頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は4名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

(1) 無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

(2) 現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数45,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日

までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

<ご参考1>

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式（現物出資交付）を、当社の執行役員および当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

<ご参考2>

【役員報酬の決定に関する方針】

本議案が原案通り承認された場合、当社取締役会は、役員報酬等の決定に関する方針を以下のとおり改定します。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬が継続的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬を活用した報酬体系とし、個々の取締役の報酬は、各々の担当職務と責任、業績への貢献等を反映した水準とすることを基本方針としております。

具体的には常勤取締役（業務執行取締役）の報酬は固定報酬としての基礎報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬により構成し、役位ごとに年間報酬総額の割合とベース報酬額を定めており、代表取締役社長の場合は基礎報酬50%、業績連動報酬30%、譲渡制限付株式報酬20%の割合となっております。また、経営の監督機能を担う非常勤（社外）取締役および監査等委員である取締役の報酬は基礎報酬のみとしております。

(1) 基礎報酬

当社の取締役の基礎報酬は金銭報酬とし、役員報酬基準金額（定額）に「役位」、「代表権の有無」および「常勤・非常勤」に応じて定めた基準値を乗じて月額基礎報酬を決定しております。

(2) 業績連動報酬

業績連動報酬は金銭報酬とし、業務執行取締役が持分法適用会社を含む連結対象会社全体の経営を意識し、継続的な利益確保を実現することが、企業基盤の強化と企業価値の向上を成し、持続可能な企業集団の源泉になるという理由から連結営業利益および連結経常利益を

指標としています。具体的には役位別ベース報酬額で定める業績連動報酬（報酬全体の30%）の内、3分の2は連結営業利益（30%）、連結経常利益（70%）の前期比増減率および予算達成率により算定した係数を乗じた額とし、3分の1は個人別に設定した年度目標に対して会社業績に与えた影響度または経営への貢献度に基づく定性評価により算定した係数を乗じた額を算出し、それらの合計を年間業績連動報酬額としております。なお、当連結会計年度の連結営業利益は4,296百万円、連結経常利益は5,728百万円となりました。

(3) 譲渡制限付株式報酬

当社業績と株式価値との連動性を強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。「以下、対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式を割り当てるものです。譲渡制限付株式は、当社における対象取締役の貢献度、役位等を総合的に勘案し割り当てを決定します。

(4) 報酬等の額の割合と指名・報酬委員会への諮問に関する事項

当社は、個人別の取締役報酬に対する金銭報酬（基礎報酬および業績連動報酬の合計）および譲渡制限付株式報酬の割合を一定の水準に固定せず、株主総会決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限ならびに業績連動報酬を含む取締役の個人別報酬の原案について、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問しております。指名・報酬委員会はその水準、体系、および個々の報酬額の適切性を審議しております。

なお、指名・報酬委員会の構成は次の通りとなっております。

委員長 長坂 隆（社外取締役監査等委員）

委員 石川雄三（社外取締役）

委員 宮下律江（社外取締役）

委員 松田裕司（代表取締役会長）

委員 木村隆志（代表取締役社長）

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額は2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において定款に定める取締役員数15名（うち、監査等委員である取締役5名含む）に対して年額350百万円以内（うち社外取締役50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず。）と決議されております。また、2026年6月26日開催の第19回定時株主総会において金銭報酬とは別に、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の割り当ては年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役は6名（うち社外取締役2名）です。監査等委員である取締役の金銭報酬額は、2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において定款に定める監査等委員である取締役員数5名に対して年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の役員への報酬の額については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長社長執行役員木村隆志が決定しております。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境等を踏まえ、総合的な評価を行うのに最も適しているからであります。当該決定については代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は社外取締役が委員長となり、過半数の委員が社外取締役によって構成される指名・報酬委員会に、取締役の報酬全般についてその水準、体系および個々の報酬額の適切性について諮問し、答申を受けることとしています。以上の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【ご参考①】

取締役（監査等委員含む）候補者の主な経験・専門性

当社取締役会は長期計画「ビジョン2035」における収益性向上に向けた土台構築の期間として位置付けた第7次中期経営計画（対象期間2026年4月から2029年3月）を実現するために必要となる経験・見識・専門性等を有する取締役を選定しております。

第7次中期経営計画では、成長エンジンである再資源化ビジネスでの既存事業の基盤強化と新規領域・新規事業参入による中長期的な収益規模の拡大、製紙3事業での既存ビジネスの収益安定化と新たに収益をけん引する事業創出、人的資本経営やDXの推進、コンプライアンスの徹底およびリスク管理体制の強化を図るため各取締役の知見や経験を経営全般に反映させ、持続的な経営の実現を目指すものと判断しております。

氏名	企業経営 経営戦略	研究開発 事業開発	営業	製造 生産技術	財務 会計	コンプライアンス リスク管理	IT・DX	サステナビリティ	人事 人財開発	グローバル
松田 裕司	●	●	●					●		●
木村 隆志	●	●			●	●				
佐野 倫明	●			●				●	●	
福井 里司	●	●			●		●	●		
石川 雄三	●		●				●			●
宮下 律江	●						●	●	●	
長坂 隆	●				●					
檜垣 直人						●			●	
大和加代子						●				

(注) 上記の内容は、各人の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

なお、各スキルの詳細は以下のとおりとなります。

企業経営・経営戦略	自身で会社経営を行った経験、公益法人・一般法人の経営を行った経験を有する、または経営計画やM&Aなど経営戦略の立案・施策推進の経験を有する	研究開発・事業開発	新製品・新サービスの開発または研究や事業開発部門のマネジメント経験を有する
営業	営業部門のマネジメントまたは多大な販売実績、取扱実績を有する	製造・生産技術	製造部門のマネジメントまたは生産技術に関する知識、経験を有する
財務・会計	財務・会計分野全般の知識や業務経験を有する、または公認会計士、税理士等の資格を有する	コンプライアンス・リスク管理	コンプライアンス等に関する知識、関連する実務経験、公的資格を有する、または事業に潜在するリスクを管理する知識や業務経験を有する
IT・DX	ITの利活用、DXを通じて、業務プロセスを改善する知識や経験を有する	サステナビリティ	サステナビリティに向けた当社グループのマテリアリティ解決に必要な知識や経験を有する
人事・人財開発	人事分野全般や人的資本経営の増強を図る人財教育・人財育成に関する知識や経験を有する	グローバル	海外でのビジネス経験、海外とのビジネス経験を有するまたはマネジメント経験を有する

【ご参考②】

独立社外役員の独立性基準について

当社の社外役員に関する独立性基準は、以下の基準に該当しないものといたします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
2. 当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限る）に所属するものまたは業務執行者であるもの
3. 当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
4. 当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士であるもの
6. 当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
7. 当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
8. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

- (注) 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員および部長格以上その他これらに準じる者をいう。
- 2 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。
- 3 主要取引先とは、双方グループいずれかにおいて、過去3年間に連結売上高の2%以上の支払いが発生したものをいう。
- 4 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去3年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。
- 5 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、企業業績の改善や株高による市場への期待が高まり、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善が続く等、景気は緩やかな回復傾向が続きました。一方、ウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化等により、地政学リスクがさらに高まり、加えて資源価格の高騰による物価上昇の影響等もあり、先行きの不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは第6次中期経営計画（2023年度から2025年度の3ヶ年計画）の最終年度を迎え、増加する原材料コスト負担に対し価格改定に取り組むとともに、事業ポートフォリオの変革を目指して、今後成長が見込まれる環境関連事業のリサイクルビジネスの更なる拡大に注力してまいりました。2025年5月には連結子会社のトーエイ(株)の株式を追加取得し、同社を完全子会社としております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は95,413百万円（前期比0.6%増）、営業利益は4,296百万円（前期比9.4%増）、経常利益は5,728百万円（前期比8.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,368百万円（前期比21.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

【産業素材事業】

主力製品である段ボール原紙及びクラフト紙につきましては、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)向けの売上が低調に推移したことで販売数量は前期を下回りましたが、電力販売を行っております赤松水力発電所につきましては、前期の設備トラブルによる停止の影響の反動により売上は前期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は44,467百万円（前期比0.7%減）、営業利益は1,169百万円（前期比7.4%増）となりました。

【特殊素材事業】

特殊印刷用紙につきましては、前年第3四半期に価格改定を実施し、販売単価が上昇すると共に、海外向けファンシーペーパーの拡販に努めましたが、国内向けの需要減少による影響が大きく、売上高は前期を下回りました。また、特殊機能紙につきましては、需要の増加が見込まれる製品の拡販に努めましたが、情報用紙の需要減少に加えて、海外向け一部製品の需要が第2四半期から第3四半期にかけて調整局面に入り、売上高は前期を下回りました。

利益面につきましては、売上高の減少に加えて原材料コストが上昇し、前期比で減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は20,288百万円（前期比5.5%減）、営業利益は1,494百万円（前期比8.8%減）となりました。

【生活商品事業】

トイレットペーパーにつきましては、原材料他コスト上昇局面が続いておりますが、製品価格の改定と業務用製品の安定した需要により増収増益となりました。ペーパータオル、ラミネート等の加工品につきましては、販売数量は前年を下回ったものの価格改定が浸透したこともあり増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は18,993百万円（前期比1.9%増）、営業利益は798百万円（前期比49.8%増）となりました。

【環境関連事業】

自然環境活用分野につきましては、十山(株)のウイスキー販売が堅調に推移したこと、(株)特種東海フォレストの建設事業の完成高が前期を上回ったこと等により増収増益となりました。また、資源再活用分野につきましては、前期に子会社化し前第2四半期より損益を連結した(株)貴藤が売上高に寄与したこと等により増収増益となりました。なお、(株)貴藤は決算期変更に伴い当連結会計年度は14ヶ月の変則決算となっております。

この結果、当セグメントの売上高は18,089百万円（前期比7.8%増）、営業利益は755百万円（前期比42.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は8,954百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

環境関連事業 (株)レックス R P F 製造工場

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

産業素材事業 新東海製紙(株) 新廃棄物ボイラー建設

産業素材事業 新東海製紙(株) 3号タービンローター更新

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ. 当社は、2025年5月30日付でトーエイ(株)の株式を追加取得し、同社を完全子会社としております。

ロ. 当社の子会社である(株)特種東海フォレストは、2025年11月28日付で(株)フジエダロードの全株式を取得し、完全子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期
	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)	(当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	84,130	86,517	94,800	95,413
経常利益(百万円)	4,058	6,188	6,227	5,728
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,130	4,590	3,607	4,368
1株当たり当期純利益(円)	115.17	129.32	102.51	125.01
総資産(百万円)	123,347	132,978	139,436	141,310
純資産(百万円)	78,576	83,927	85,834	90,102
1株当たり純資産(円)	2,020.64	2,172.29	2,253.87	2,390.32

- (注) 1. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分を控除する他、株式給付型ESOPの信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末288千株、期中平均株式数288千株)を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業名	会社名	資本金 百万円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
産業素材事業	新東海製紙(株)	3,135	65	紙パルプの製造・販売
	特種東海マテリアルズ(株)	70	65	製紙原料の仕入・販売等
	新東海ロジスティクス(株)	32	65	構内作業業務・運送業
特殊素材事業	(株)T Tトレーディング	50	100	特殊機能紙・保護紙・電材関連用紙の販売
	静岡ロジスティクス(株)	20	100	運送業、倉庫業
生活商品事業	(株)トライフ	400	100	ペーパータオル・ラミネート製品の製造・販売
	特種東海エコロジー(株)	200	100	家庭紙（トイレットペーパー）の製造・販売
環境関連事業	十山(株)	90	100	社有林管理、ウイスキー製造
	(株)特種東海フォレスト	100	100	土木・建築・造園・山林・観光事業
	(株)レックス	30	100	サーマルリサイクル燃料の製造・販売
	(株)駿河サービス工業	30	100	廃棄物の収集・運搬・処理
	トーエイ(株)	50	100	各種リサイクルを中心とした環境インフラ事業
	(株)貴藤	50	100	廃棄物の収集・運搬・処理

- (注) 1. 当社は、2025年5月30日付でトーエイ(株)の株式を追加取得し、同社を完全子会社としております。
2. 当社の子会社である(株)特種東海フォレストは、2025年11月28日付で(株)フジエダロードの全株式を取得し、同社を完全子会社としました。
3. 当社は、2026年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である(株)T Tトレーディングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

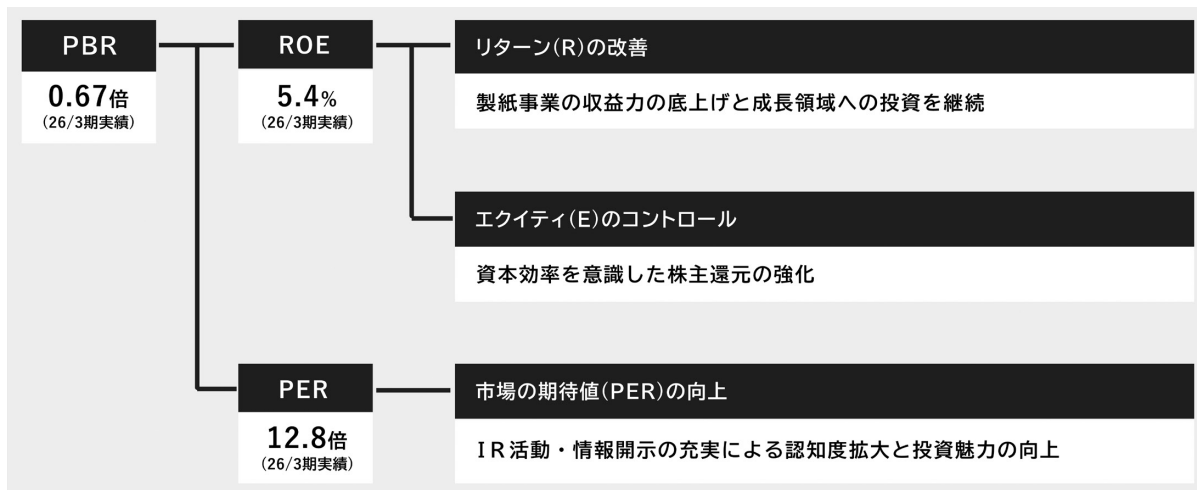
(4) 対処すべき課題

① 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

a. 現状分析・評価

当社グループは、利益貢献度と市場成長性から投下資本に傾斜をかけるポートフォリオ・マネジメントを基本方針とする第6次中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）において、リサイクルの高度化をはじめとする各種戦略を実行してまいりました。その結果、2ヵ年連続での経常利益の最高値更新など堅調に業績を推移させた一方、成長・拡販施策の遅れなどにより営業利益、経常利益における最終年度目標は未達となりました。また、ROEは依然として推定株主資本コスト9.0%を劣後する状況であり、これによりPBR1.0倍割れが継続していると認識しております。PBR1.0倍の早期実現に向けて、資本収益性の改善と市場からの期待値の向上、両方の課題へ取り組んでまいります。

(下図) PBR1.0倍の早期実現に向けた施策

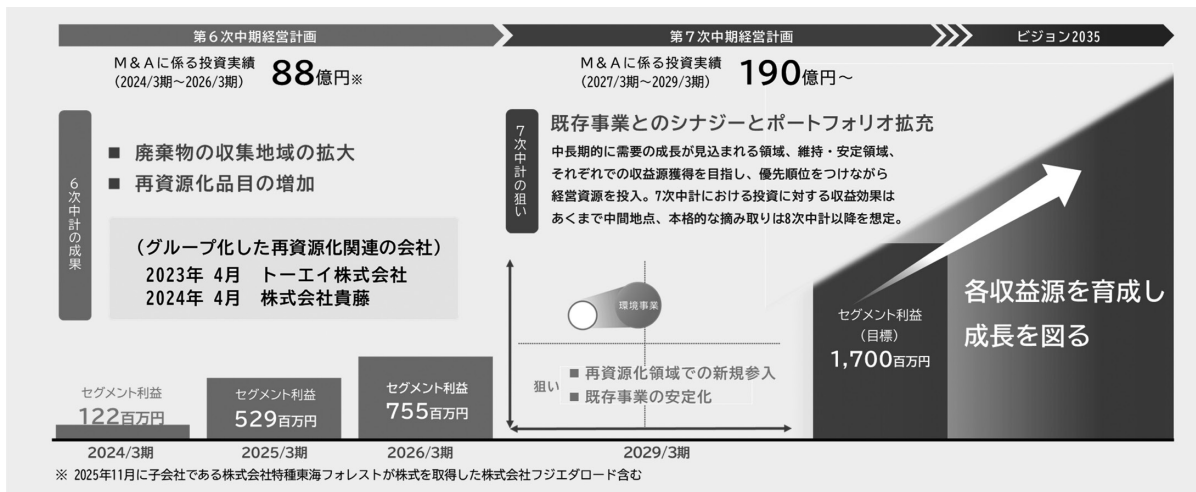


b. 資本収益性改善への取組み

第6次中期経営計画までの進捗と課題を踏まえ、長期ビジョンの見直しおよび第7次中期経営計画の策定を行いました。9年間の長期計画である「ビジョン2035」における最初の3ヵ年である第7次中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）については、株主資本コストを上回る収益水準に向けた基礎固めの期間と位置づけ、既存事業の安定化を図りつつ、再資源化ビジネスを中心に新規領域・新事業へ参入することで中長期的な収益源の獲得を図ってまいります。

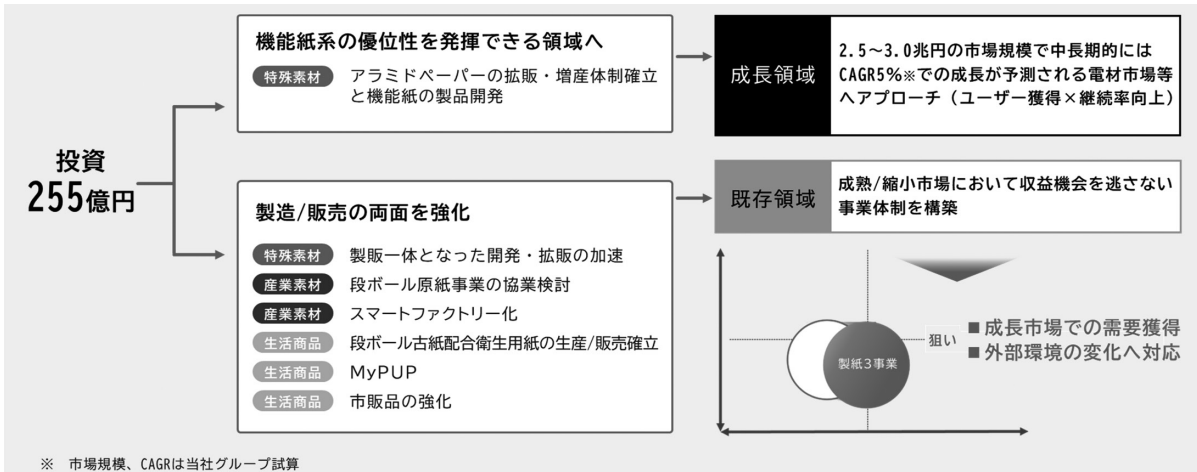
成長エンジンである再資源化ビジネスでは、廃棄物燃料や家電・小型家電リサイクル・再生プラスチックなど既存ビジネスの基盤強化を行いつつ、M&A・アライアンスを含む新規事業への参入を複数件実施し、リターンの一部摘み取り、および中長期的な収益規模拡大を目指してまいります。

(下図) 再資源化ビジネスの戦略



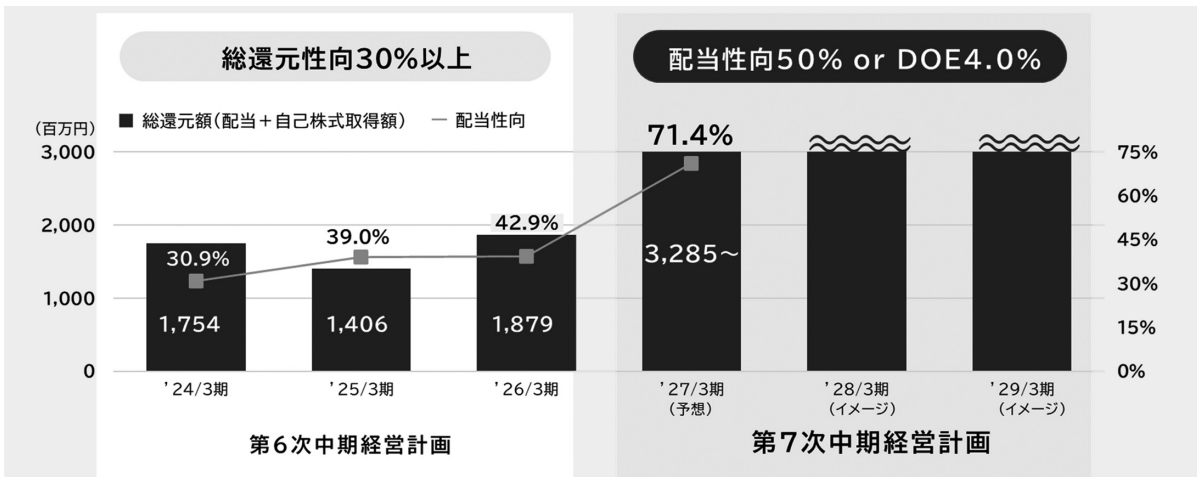
製紙3事業では、出版系の縮小や原料調達難など想定される外部環境の変化へ対応するため、製品構成のアップデート・生産効率化・販売方法の多角化などを実施し、既存ビジネスの収益安定化を図りながら、中計期間までに探索・開拓をしてきた電材等成長市場へアプローチを継続し、新規に収益をけん引する事業創出を目指してまいります。

(下図) 製紙3事業の戦略



こうした取組みにおいて成長投資を積極化させるとともに、資本効率を意識した施策として7次中期経営計画の3ヵ年においては「配当性向50%またはDOE（株主資本配当率）4.0%のうち還元額が高い方」を基準として還元を行うことを基本方針とし、機動的な自己株式の取得と併せて株主還元についても強化していく所存です。

(下図) 株主還元の推移



c. 市場評価向上への取組み

市場の期待値（PER）を向上させていくため、売買代金の改善や株主資本コスト低減を意識したIR活動・情報開示の充実を継続し、認知度の拡大と投資魅力度の向上を図ってまいります。

(下図) 株価適正化への取組み

IR・SR活動	機関投資家との対話推進 <ul style="list-style-type: none">■ アナリスト・機関投資家向け個別IRミーティングの実施（2026年3月期実績：31回）■ 売買代金や時価総額が当社と同水準の銘柄を保有するファンドへのアプローチなどにより対話増加を図る 株式分割の実施(2025年10月) <ul style="list-style-type: none">■ 3分割により最低購入代金を下げ投資しにくさを解消■ 優待制度は分割後の単元に合わせ保有期間の扱いや優待品は変更なし
情報開示充実	<ul style="list-style-type: none">■ 個人投資家を含めた新規投資家層への情報発信手段を拡充するため、<ul style="list-style-type: none">・ ログミーFinanceにて決算説明会書き起こし記事の配信（2026年3月期より実施）、・ 個人投資家向けIR説明会（2026年3月期より実施）、・ スポンサードリサーチの配信（2027年3月期より実施予定）などの施策を実施■ 経営計画策定に合わせてマテリアリティを見直し

② 原燃料価格の高騰

急速に変化する地政学的リスクと昨今の為替相場の動向から、日本企業の原燃料調達に係る不確実性が高まっております。その結果、パルプをはじめとする各種原燃料価格の高騰が進んでおり、当社グループの製紙業全般にとって利益圧迫要因及びリスクとなっていることから、当社グループはこれを対処すべき課題として認識しております。

当社グループはこの課題に対応するため、燃料調達構造の見直しや分散化等業務プロセスを全社的に見直すとともに、徹底した経費削減及び原価低減努力、製品価格の適正化等体質強化を実施し、不確実性が高い事業環境において収益の改善・安定化を図ってまいります。

③ 持続可能な社会に向けた対応

当社グループは、カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会に向けた取り組み、およびそれに関わる情報開示の充実を対処すべき課題として認識しております。使用エネルギーの効率化や化石燃料からの転換（島田工場での新バイオマスボイラー設置計画：2027年10月完工予定）といった生産活動におけるGHG削減の取組みや、井川社有林における「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（自然共生サイト）」の認定取得（2023年10月）など、地球環境との共生に向けた企業活動を実施しています。また、環境・社会への貢献と当社グループの持続的成長のつながりを明確にするため、長期ビジョンの見直しに併せてマテリアリティの改定を行いました。今後も、当社グループの活動への理解を深めていただけるよう、統合報告書をはじめとする財務・非財務情報の開示充実に努めてまいります。

(下図) 見直し後のマテリアリティ

マテリアリティ（重要課題）		背景		影響	
		機会	リスク	将来財務	社会環境
戦略的マテリアリティ 長期目標に向けた経営戦略に直結するマテリアリティ	再資源化ビジネス領域の拡大	既存の事業や経営資本を活かし事業領域を拡張することでグループの競争優位性を獲得する機会	事業開発の停滞により外部環境の変化に乗り遅れ成長性が低下するリスク	○	○
	顧客体験価値に資する製品・サービスの提供	市場環境や消費者の変化を取り込むことで事業ポートフォリオを強化させる機会	市場ニーズと研究開発の方向性の不一致による成長機会の逸失リスク	○	○
	価値創造に挑戦する人材づくり	従業員ひとりひとりのスキルが向上し、グループの成長をけん引するイノベーションが創発される機会	必要人材を確保できず成長施策や事業継続が困難化するリスク	○	
基盤マテリアリティ 戦略的マテリアリティに取り組みううえで経営の基盤となるマテリアリティ	気候変動問題への対応	低炭素操業を活かした渉外活動により、企業価値を向上させる機会	（移行）法規制の厳格化に伴い対応コストが増加、新たに発生するリスク （物理）異常気象・災害の基大化・頻繁化による事業被害のリスク		○
	グループ・ガバナンスの強化	強固なガバナンス体制を確立し、適切な意思決定を行うことで成長に向けた基盤を確固たるものにする機会	法令違反、コンプライアンス違反により、ステークホルダーからの信用を失うリスク	○	

(5) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当社グループ(当社および子会社、関連会社)は、当社、子会社16社および関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事、産業廃棄物処理などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付けおよびセグメントとの関連は次の通りであります。

① 産業素材事業

当社が紙の販売および売電をするほか、新東海製紙(株)が紙パルプの製造・販売を、特種東海マテリアルズ(株)が紙原料の供給を、新東海ロジスティクス(株)が紙製品の輸送・保管等を、関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

② 特殊素材事業

当社が紙の製造・販売をするほか、(株)T T トレーディングが紙の販売を、静岡ロジスティクス(株)が紙製品を保管する倉庫業および紙製品の輸送を、(株)モルディアがモウルの製造・販売を行っております。

③ 生活商品事業

(株)ライフ・関連会社1社が紙の製造・加工・販売を、特種東海エコロジー(株)が紙の製造・販売を行っております。

④ 環境関連事業

(株)レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、(株)特種東海フォレスト・(株)フジエダロードが土木・造園工事を、(株)駿河サービス工業・トーエイ(株)・(有)ハヤト・(株)貴藤が廃棄物の収集運搬・処分・リサイクルを、十山(株)が社有林管理・ウイスキー製造を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

本店	静岡県島田市
本社	東京都千代田区
産業素材事業	営業所：島田営業所（静岡県島田市） 子会社：新東海製紙(株)（静岡県島田市） 特種東海マテリアルズ(株)（静岡県島田市） 新東海ロジスティクス(株)（静岡県島田市）
特殊素材事業	営業所：本社（東京都千代田区） 工場：三島工場（静岡県駿東郡長泉町） 子会社：(株)T Tトレーディング（東京都千代田区） 静岡ロジスティクス(株)（静岡県駿東郡長泉町）
生活商品事業	子会社：(株)トライフ（静岡県島田市） 特種東海エコロジー(株)（静岡県富士市）
環境関連事業	子会社：(株)特種東海フォレスト（静岡県島田市） (株)レックス（静岡県島田市） (株)駿河サービス工業（静岡県御殿場市） 十山(株)（静岡県静岡市） トーエイ(株)（愛知県知多郡東浦町） (株)貴藤（東京都昭島市）

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産 業 素 材 事 業	469 (90) 名	10 名
特 殊 素 材 事 業	463 (35)	5
生 活 商 品 事 業	263 (69)	1
環 境 関 連 事 業	627 (174)	▲ 8
全 社 (共 通)	51 (13)	2
合 計	1,873 (381)	10

(注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。

2 全社(共通)と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
429名	5名	42.1歳	19.1年

(注) 1 使用人数は就業員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙(株)または東海パルプ(株)からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 静 岡 銀 行	8,845百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	5,880
(株) 清 水 銀 行	2,819
静 岡 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,013

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 135,000,000株
 (注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行可能株式総数は90,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 39,000,000株
 (注) 株式分割(1株を3株に分割)の実施により、発行済株式の総数は26,000,000株増加しております。
- ③ 株主数 20,655名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,705千株	10.5%
中 央 建 物 (株)	1,350	3.8
新 生 紙 パ ル プ 商 事 (株)	939	2.6
(株) 静 岡 銀 行	911	2.5
(株) 竹 尾	791	2.2
(株)日本カストディ銀行(信託口)	784	2.2
(株) ト ー モ ク	720	2.0
第 一 生 命 保 険 (株)	702	1.9
平 和 紙 業 (株)	661	1.8
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	600	1.7

- (注) 1 当社は、自己株式を3,863,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式(3,863,869株)には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(288,000株)は含まれておりません。
- 2 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 433個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 129,900株
(新株予約権1個につき300株)

(注) 2016年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合および2025年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

- ・新株予約権の区分別保有状況

区 分 (行 使 期 間)	監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	
	保有者数	個数
2011年度新株予約権 2011年8月11日から2031年8月10日まで	1名(0名)	12個(0個)
2012年度新株予約権 2012年8月11日から2032年8月10日まで	1名(0名)	13個(0個)
2013年度新株予約権 2013年8月13日から2033年8月12日まで	1名(0名)	12個(0個)
2014年度新株予約権 2014年8月13日から2034年8月12日まで	2名(0名)	24個(0個)
2015年度新株予約権 2015年9月16日から2035年9月15日まで	2名(0名)	19個(0個)
2016年度新株予約権 2016年8月12日から2036年8月11日まで	3名(0名)	31個(0個)
2017年度新株予約権 2017年8月14日から2037年8月13日まで	3名(0名)	26個(0個)
2018年度新株予約権 2018年8月13日から2038年8月12日まで	3名(0名)	26個(0個)
2019年度新株予約権 2019年8月13日から2039年8月12日まで	3名(0名)	28個(0個)
2020年度新株予約権 2020年8月14日から2040年8月13日まで	3名(0名)	31個(0個)
2021年度新株予約権 2021年8月16日から2041年8月15日まで	3名(0名)	23個(0個)
2022年度新株予約権 2022年8月12日から2042年8月11日まで	3名(0名)	33個(0個)
2023年度新株予約権 2023年8月14日から2043年8月13日まで	4名(0名)	52個(0個)

区 分 (行 使 期 間)	監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	
	保有者数	個数
2024年度新株予約権 2024年8月15日から2044年8月14日まで	4名(0名)	42個(0個)
2025年度新株予約権 2025年8月12日から2045年8月11日まで	5名(0名)	61個(0個)

- (注) 1 新株予約権は、株式報酬型ストックオプションであります。
2 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 13個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,900株
(新株予約権1個につき300株)

(注) 2016年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合および2025年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分 (行 使 期 間)	常務執行役員 上席執行役員	
	交付者数	個数
2025年度新株予約権 2025年8月12日から2045年8月11日まで	2名	13個

- (注) 1 新株予約権は、株式報酬型ストックオプションであります。
2 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 田 裕 司	
代表取締役社長	木 村 隆 志	社長執行役員
取締役副社長	渡 邊 克 宏	副社長執行役員コーポレートセンター長
取 締 役	佐 野 倫 明	常務執行役員基盤事業推進センター長兼生活商品事業本部長
取 締 役	福 井 里 司	上席執行役員環境関連事業本部長
取 締 役	石 川 雄 三	(株)エムティーアイ社外取締役
取 締 役	宮 下 律 江	(株)エターナリア代表取締役 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) コムシスホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所代表 パーク24(株)社外取締役 (監査等委員) イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	檜 垣 直 人	檜垣総合法律事務所代表 日本リーテック(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	大 和 加 代 子	大和・松本法律事務所代表

- (注) 1 取締役石川雄三氏、宮下律江氏、取締役 (監査等委員) 長坂隆氏、檜垣直人氏、大和加代子氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 2 取締役 (監査等委員) 長坂隆氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
木 村 隆 志	執行役員資源再活用本部長	常務執行役員社長付	2025年4月1日
松 田 裕 司	代表取締役社長社長執行役員 兼成長施策推進センター長	代表取締役会長	2025年6月26日
木 村 隆 志	常務執行役員社長付	代表取締役社長社長執行役員	
大 沼 裕 之	取締役上席執行役員 特殊素材事業本部長	常務執行役員 特殊素材事業本部長	

5 当事業年度後における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
佐 野 倫 明	取締役常務執行役員 基盤事業推進センター長 兼生活商品事業本部長	取締役副社長副社長執行役員 事業推進センター長	2026年4月1日
福 井 里 司	取締役上席執行役員 環境関連事業本部長	取締役上席執行役員 環境関連事業本部長 兼自然環境活用本部長	
渡 邊 克 宏	取締役副社長副社長執行役員 コーポレートセンター長	取締役	

② 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および 重要な兼職の状況
大 沼 裕 之	2025年6月26日	任 期 満 了	取締役上席執行役員 特殊素材事業本部長
磯 貝 明	2025年6月26日	任 期 満 了	社外取締役 東京大学特別教授

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および当社子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人を対象として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額を負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。取締役の報酬が継続的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションを活用した報酬体系とし、個々の取締役の報酬は、各々の担当職務と責任、業績への貢献等を反映した水準とすることを基本方針としております。

具体的には常勤取締役（業務執行取締役）の報酬は固定報酬としての基礎報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成し、役位ごとに年間報酬総額の割合を基礎報酬60%、業績連動報酬が30%、株式報酬型ストックオプション10%とする役位別ベース報酬額を定めております。また、経営の監督機能を担う非常勤（社外）取締役および監査等委員である取締役の報酬は基礎報酬のみとしております。

a. 基礎報酬

当社の取締役の基礎報酬は金銭報酬とし、役員報酬基準金額（定額）に「役位」、「代表権の有無」および「常勤・非常勤」に応じて定めた基準値を乗じて月額基礎報酬を決定しております。

b. 業績連動報酬

業績連動報酬は金銭報酬とし、業務執行取締役が持分法適用会社を含む連結対象会社全体の経営を意識し、継続的な利益確保を実現することが、企業基盤の強化と企業価値の向上を成し、持続可能な企業集団の源泉になるという理由から連結営業利益および連結経常利益を指標としています。具体的には役位別ベース報酬額で定める業績連動報酬（報酬全体の30%）の内、3分の2は連結営業利益（30%）、連結経常利益（70%）の前期比増減率および予算達成率により算定した係数を乗じた額とし、3分の1は個人別に設定した年度目標に対して会社業績に与えた影響度または経営への貢献度に基づく定性評価により算定した係数を乗じた額を算出し、それらの合計を年間業績連動報酬額としております。なお、当連結会計年度の連結営業利益は4,296百万円、連結経常利益は5,728百万円となりました。

c. 株式報酬型ストックオプション

当社業績と株式価値との連動性を強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てております。各取締役に対し、各取締役の月額基礎報酬の2倍の額に決算期末前3ヵ月間の平均株価で除して算出した株式数（単元未満株切り捨て）を原則として株式報酬型ストックオプションにより付与しますが、特に職務上の功績が顕著な場合は30%の範囲内で特別に加算することがあります。株式報酬型ストックオプションは、毎年定時株主総会の日以降、原則として7月度の取締役会で新株予約権発行を決議し、個別の割り当てを行っております。

d. 報酬等の額の割合と指名・報酬委員会への諮問に関する事項

当社は、個人別の取締役報酬に対する金銭報酬（基礎報酬および業績連動報酬の合計）および株式報酬型ストックオプションの割合を一定の水準に固定せず、株主総会決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限ならびに業績連動報酬を含む取締役の個人別報酬の原案について、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問しております。指名・報酬委員会はその水準、体系、および個々の報酬額の適切性を審議しております。

なお、指名・報酬委員会の構成は次の通りとなっております。

- 委員長 長坂 隆（社外取締役監査等委員）
- 委員 石川雄三（社外取締役）
- 委員 宮下律江（社外取締役）
- 委員 松田裕司（代表取締役会長）
- 委員 木村隆志（代表取締役社長）

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額は2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において定款に定める取締役員数15名（うち、監査等委員である取締役5名含む）に対して年額350百万円以内（うち社外取締役50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず。）と決議されております。また、金銭報酬とは別に、ストックオプションとしての新株予約権の割り当ては年額30百万円以内（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）と決議されており、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する事業年度に係る新株予約権の総数は150個を上限としております。当該定時株主総会終結時点での取締役は8名（うち社外取締役3名）です。監査等委員である取締役の金銭報酬額は、2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において定款に定める監査等委員である取締役員数5名に対して年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の役員への報酬の額については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長社長執行役員木村隆志が決定しております。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境等を踏まえ、総合的な評価を行うのに最も適しているからであります。当該決定については代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は社外取締役が委員長となり、過半数の委員が社外取締役によって構成される指名・報酬委員会に、取締役の報酬全般についてその水準、体系および個々の報酬額の適切性について諮問し、答申を受けることとしています。以上の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	256 (18)	149 (18)	107 (-)	9 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27 (27)	27 (27)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	284 (46)	177 (46)	107 (-)	12 (6)

(注) 報酬等のうち、業績連動報酬に含まれている新株予約権に関する報酬(非金銭報酬)は以下のとおりであります。

- ・取締役： 5名分 22百万円

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役石川雄三氏は、(株)エムティーアイの社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役宮下律江氏は、(株)エターナリアの代表取締役、日東富士製粉(株)の社外取締役(監査等委員)、コムシスホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、パーク24(株)の社外取締役(監査等委員)、イオンフィナンシャルサービス(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)檜垣直人氏は、檜垣総合法律事務所代表、日本リーテック(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)大和加代子氏は、大和・松本法律事務所代表を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石川雄三	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に上場企業での経営経験者としての豊富なご経験・ご見識に基づき、取締役会など当社グループ経営に係る重要な意思決定、業務執行の監督、企業価値向上に繋がる多くの助言・提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 宮下律江	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。企業経営者および他社社外役員での豊富なご経験・ご見識に基づき、取締役会ではIT化・DX推進含め、企業価値向上に繋がる多くの助言・提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 (監査等委員) 長坂隆	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会16回すべてに出席いたしました。主に公認会計士としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査等委員会において、会計に関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査等委員会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 (監査等委員) 檜垣直人	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会16回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査等委員会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査等委員会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 (監査等委員) 大和加代子	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会16回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査等委員会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査等委員会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について会計監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積の算定内容を確認し、総合的な判断に基づき同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、以下の項目に該当する場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(1) 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合

(2) 会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合

(3) その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに不十分であると判断される場合

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題に位置づけ、将来の事業環境を見据えた財務基盤の強化、自己株式取得による利益還元等を総合的に勘案したうえで、配当性向30%を目的とした安定配当に努めることを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 目 の 部		負 債 目 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,983	流 動 負 債	33,400
現金及び預金	7,806	支払手形及び買掛金	8,581
受取手形	19	短期借入金	8,450
売掛金	24,500	1年内返済予定の長期借入金	5,819
電子記録債権	644	1年内償還予定の社債	110
契約資産	60	未払法人税等	968
商品及び製品	6,696	賞与引当金	611
仕掛品	2,148	その他の	8,859
原材料及び貯蔵品	7,678	固 定 負 債	17,808
その他の	1,451	社 債	80
貸倒引当金	△23	長期借入金	12,028
固 定 資 産	90,326	繰延税金負債	1,716
有 形 固 定 資 産	66,327	役員退職慰労引当金	102
建物及び構築物	17,109	環境対策引当金	47
機械装置及び運搬具	27,737	関係会社事業損失引当金	31
土地	13,111	退職給付に係る負債	1,054
建設仮勘定	6,674	資産除去債務	607
その他の	1,694	そ の 他	2,140
無 形 固 定 資 産	3,359	負 債 合 計	51,208
のれん	2,923	純 資 産 の 部	
その他の	435	株 主 資 本	77,758
投 資 そ の 他 の 資 産	20,639	資 本 金	11,485
投資有価証券	17,474	資 本 剰 余 金	3,977
退職給付に係る資産	1,008	利 益 剰 余 金	67,129
繰延税金資産	768	自 己 株 式	△4,834
その他の	1,531	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,539
貸倒引当金	△143	その他有価証券評価差額金	4,566
資 産 合 計	141,310	繰延ヘッジ損益	△0
		退職給付に係る調整累計額	973
		新 株 予 約 権	162
		非 支 配 株 主 持 分	6,641
		純 資 産 合 計	90,102
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	141,310

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		95,413
販売	利益		81,744
営業	利益		13,669
	利益		9,372
	利益		4,296
	受取利息	16	
	受取利息	379	
	受取利息	125	
	受取利息	57	
	受取利息	844	
	受取利息	426	1,851
	受取利息		
	受取利息	293	
	受取利息	16	
	受取利息	108	418
	受取利息		
	受取利息		5,728
	受取利息		
	受取利息	47	
	受取利息	141	
	受取利息	450	
	受取利息	85	723
	受取利息		
	受取利息	1	
	受取利息	139	
	受取利息	65	
	受取利息	17	
	受取利息	3	226
	受取利息		
	受取利息		6,226
	受取利息	1,586	
	受取利息	90	1,677
	受取利息		4,548
	受取利息		180
	受取利息		4,368

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,190	流動負債	13,240
現金及び預金	654	買掛金	1,325
売掛金	6,096	短期借入金	5,550
電子記録債権	220	1年内返済予定の長期借入金	3,207
商品及び製品	4,612	1年内償還予定の社債	70
仕掛品	161	未払金	207
原材料及び貯蔵品	3,817	未払法人税等	983
前払費用	84	未預りの金	59
関係会社短期貸付金	14,600	その他	1,698
未収入金	638	その他	137
その他の金	325	固定負債	9,368
貸倒引当金	△21	社債	70
固定資産	56,633	長期借入金	7,275
有形固定資産	15,910	長期未払金	77
建物	3,777	長期預り金	3
構築物	659	繰延税金負債	1,336
機械及び装置	4,318	退職給付引当金	399
車両運搬具	10	環境対策引当金	47
工具、器具及び備品	334	関係会社事業損失引当金	31
土地	6,099	資産除去債務	121
建設仮勘定	709	その他	4
無形固定資産	140	負債合計	22,608
借地権	20	純資産の部	
ソフトウェア	68	株主資本	60,541
その他	51	資本金	11,485
投資その他の資産	40,582	資本剰余金	31,708
投資有価証券	10,417	資本準備金	3,985
関係会社株式	21,836	その他資本剰余金	27,723
長期前払費用	55	利益剰余金	22,182
関係会社長期貸付金	8,382	その他利益剰余金	22,182
その他の金	502	固定資産圧縮積立金	66
貸倒引当金	△611	特定災害防止準備金	26
資産合計	87,823	繰越利益剰余金	22,089
		自己株式	△4,834
		評価・換算差額等	4,511
		その他有価証券評価差額金	4,511
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	162
		純資産合計	65,215
		負債及び純資産合計	87,823

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	20,691
売上原価	15,843
売上総利益	4,847
販売費及び一般管理費	3,987
営業利益	859
営業外収益	
受取利息	274
受取配当金	2,019
受取賃貸料	179
業務受託負収入	368
その他	111
合計	2,953
営業外費用	
支払利息	199
賃貸費用	68
その他	14
合計	282
経常利益	3,530
特別利益	
固定資産売却益	0
事業構造改善引当金戻入額	141
特別損失	
固定資産除却損	7
減損損失	65
貸倒引当金繰入額	37
関係会社事業損失引当金繰入額	3
合計	114
税引前当期純利益	3,558
法人税、住民税及び事業税	147
法人税等調整額	289
当期純利益	436
	3,121

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

特種東海製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 會 田 浩 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

特種東海製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永井 勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 會田 浩二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

特種東海製紙株式会社 監査等委員会

監査等委員 長坂 隆 ⑩

監査等委員 檜垣 直人 ⑩

監査等委員 大和加代子 ⑩

(注) 監査等委員 長坂隆、檜垣直人及び大和加代子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルアソシア静岡 3階「駿府の間」

静岡県静岡市葵区黒金町56番地

交通

J R 静岡駅北口出て、右手すぐ（徒歩約1分）



※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。